

## いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの主な内容について

### 1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

- 学校の設置者及び学校として、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。

### 2 重大事態を把握する留意点

被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

### 3 調査

(調査組織の種類)

- 調査主体は、学校主体となるのか学校の設置者（教育委員会等）が主体になるのかの判断を学校の設置者が行う旨を記載

《学校の設置者が主体》

- ・教育委員会設置の附属機関において調査する場合
- ・個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関において調査する場合
- ・学校の設置者が第三者委員会を立ち上げる場合

《学校が主体》

- ・既存の学校のいじめ対策組織に第三者を加える場合
- ・学校が第三者委員会を立ち上げる場合

(調査に当たっての留意事項)

- ・調査に当たっては、調査主体、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等を被害児童生徒及び保護者、加害児童生徒及び保護者に事前に説明しておくこと。
- ・調査は速やかに実施するとともに、関係資料の散逸防止に努め、情報提供に協力してくれた児童生徒を守ることを最優先する。
- ・調査等により把握した情報の記録は地方公共団体の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。

#### 4 調査結果の説明・公表

(調査結果の報告)

- ・重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること。

(地方公共団体の長等に対する所見の提出)

- ・調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

(被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明)

- ・被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務であること。

(調査結果の公表、公表の方法等の確認)

- ・いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

(加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供)

- ・学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。